

役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 寿陽会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第24条の規定により、役員及び評議員の報酬及び費用弁償並びに支給方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 3 報酬は、当法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支給されるものである。
- 4 役員への報酬は、各年度の総額が1,100万円を超えない範囲で支給することができる。

(理事長の報酬)

第3条 常勤の理事長の場合は、別表1のとおりとする。

(理事会および評議員会への出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支給することができる。ただし、常勤理事長及び理事が当法人の職員である場合は、これを支給しない。

- 2 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支給することができる。
ただし、理事会及び評議員会が同一日に開催され、その両方に出席した場合であっても、別表2による1日分の報酬のみ支給するものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支給することができる。
- 4 役員等が同日にあわせて当法人のための業務にあたった場合であっても、第5条第1項の報酬はこれを支給しないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第5条 役員等が理事会または評議員会開催日以外の日において、当法人のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

- ただし、常勤理事長及び役員が当法人の職員である場合は、これを支給しない。
- 2 監事が理事会及び評議員会開催日以外の日において、定款第21条1項に定める事項又は所轄庁による監査へ立ち合った場合は、別表4により報酬を支給することができる。

(支給方法)

第6条 役員等の報酬は、次の各号に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤理事長については、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。
- (2) 常勤理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 第5条に規定する額は、立会いまたは実施した都度、支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは当法人の業務のために出張したときは、旅費として費用弁償する。

2 費用弁償額は、別に定める旅費規程の定めるところにより支給する。

(兼務理事)

第8条 施設の職員を兼務する理事は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、当法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、評議員会で決議しなければならない。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成25年1月10日から施行する。

附則 この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	報酬額（月額）	但、一会计年度における報酬の総額は、賞与を含め1,000万円以内とする。
常勤理事長	652,500円	

別表2（第4条関係）

区分	報酬額（日額）
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円

別表3（第5条関係）

区分	報酬額（日額）
理事	3,000円
監事	3,000円
評議員	3,000円

別表4（第5条関係）

名称	報酬額
監事監査報酬等	30,000円